

群馬県立藤岡中央高等学校におけるハンマー投げ事故
検証委員会 報告書

群馬県立藤岡中央高等学校におけるハンマー投げ事故検証委員会

平成30年8月

目 次

1	はじめに	1
2	群馬県立藤岡中央高等学校におけるハンマー投げ事故検証委員会について	
(1)	設置目的	1
(2)	検証委員会委員	1
(3)	開催日と場所	1
(4)	調査・検証方法	1
3	本件事故の概要及び検証	
(1)	本件事故の概要	2
(2)	本件事故の発生状況	2
(3)	本件事故の発生場所	5
(4)	本件事故後の対応	12
(5)	本件事故発生の調査結果と検証	13
4	再発防止に向けた提言	20
5	おわりに	23
	参考資料（本件事故を受けて県教育委員会等が発出した通知）	24

1 はじめに

本報告書は、平成29年12月20日に発生した群馬県立藤岡中央高等学校（以下「学校」という。）のハンマー投げ事故（以下「本件事故」という。）について、本件事故の原因の考察、学校及び群馬県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の対応の調査、検証並びに今後の再発防止に関する提言を行うために設置された「群馬県立藤岡中央高等学校におけるハンマー投げ事故検証委員会」（以下「検証委員会」という。）の検証結果及び提言を取りまとめたものである。

2 群馬県立藤岡中央高等学校におけるハンマー投げ事故検証委員会について

(1) 設置目的

検証委員会は、本件事故の原因の考察、学校及び県教育委員会の対応の調査、検証並びに今後の再発防止に関する提言を行うことを目的としている。

申し上げるまでもなく、各委員は中立的な立場から議論を重ね、調査や検証、提言の公平性を確保している。

なお、責任追及や処罰等を目的としたものではないことを申し添えておく。

(2) 検証委員会委員

	氏名	役職名
委員長	渡邊 正樹	東京学芸大学教育学部養護教育講座 教授 日本安全教育学会 理事長
副委員長	鈴木 一弘	日本陸上競技連盟 理事・競技運営委員長
委員	三國 一成	全国高等学校体育連盟陸上競技専門部事務局長 都立府中高等学校教諭
委員	今泉 友一	群馬県医師会理事 群馬県学校医会長
委員	林 高弘	群馬弁護士会

(3) 開催日と場所

第1回：平成30年2月15日（木） 藤岡中央高等学校多目的室

第2回：平成30年4月26日（木） 群馬県庁教育委員会会議室

第3回：平成30年8月10日（金） 群馬県庁教育委員会会議室

(4) 調査・検証方法

本件事故発生時の状況及び日常の練習内容等について、学校関係者（学校管理職、

顧問教諭など）及び生徒（陸上部員、サッカー部員）から事実確認して作成した基本調査とともに、本件事故現場の状況を見分し、検証を行った。

なお、学校が生徒、教職員の心情に配慮しながら行った基本調査の実施状況は次のとおりである。

実施時期	調査者	対象者
本件事故発生翌日から 1月15日まで	教頭	運動部顧問6名、陸上部3名、サッカー部5名 (教頭自身の報告もある)

※ 第1回目の検証委員会での不明点の確認も含めて、必要に応じて、県教育委員会も基本調査の支援を行った。

3 本件事故の概要及び検証

(1) 本件事故の概要

平成29年12月20日（火）18時28分頃、学校のナイター照明下のグラウンドにおいて、陸上部の投てき練習中に、1・2年の女子生徒2名に指導をしていた3年の男子生徒1名が、女子生徒にフォームを教えるために、女子用のハンマーを投げた。

ちょうどその時にサッカーグラウンドの南半面で練習をしていたサッカー部2年の男子生徒（以下、「当該生徒」という。）が、北半面にボールを拾いに行っており、3年の男子生徒が投げたハンマーが頭部に直撃した。すぐにサッカー部主顧問や他の職員が駆けつけ、AEDや心臓マッサージ等の処置を行った。

当該生徒は、高崎総合医療センターに救急搬送されたが、亡くなった。

(2) 本件事故の発生状況

事故当日は、学校内の投てき場で1・2年の女子生徒2名とそれを指導していた3年の男子生徒1名がハンマー投げの練習をしていた。陸上部主顧問は、18時21分頃にあと1～2投してなるべく早く練習を終えるように指示をして帰路についた。サッカー部は、部員13名が、サッカーグラウンドの南半面で、ミニゲームをしていた。

時刻	状況
17:00過ぎ	部活動開始（サッカー部、陸上部短距離・投てきブロック）
18:15頃	投てき場では、陸上部の1年女子、2年女子、3年男子の3名が投てき練習を開始した。
18:21	陸上部主顧問は、あと1～2投してなるべく早く練習を終えるように指示をして帰宅した。 サッカー部は、部員13名が、サッカーグラウンドの南半面で、ミニゲームを行っていた。陸上部の女子生徒が2本ずつ投げた。
18:28頃	最後に男子生徒が女子生徒にフォームを教えるために、女子用のハンマーを投げるようになった。女子生徒2名は、フォームを見るためにケージ

	<p>の後ろ側にいた。</p> <p>陸上部の男子生徒は、投てき動作に入る前に、いつものように「投げます」と言い、女子生徒は、安全を確認して「はい」と言った。この時女子生徒は、サッカー部全員が南半面にいるのを確認したとしている。男子生徒は、その後、投げる動作に入った。</p> <p>一方で、ミニゲームをしていたサッカー部は1ゲームが終わり、監視役を含め陸上部の生徒や顧問も見当たらなかったため、サッカー部主顧問とサッカー部員は投てきの練習が終了していると思い、10個ほどのボールを拾いに行き、当該生徒ともう1名の2名は北半面に入っていたとのことである。陸上部女子生徒2名は、男子生徒のハンマーが手を離れた時と同時ぐらいに北側サッカーゴール付近に人影があることに気付いたが、すでにハンマーが飛んでいて声が出なかったとのことである。ハンマーは、投げた男子生徒が「すっぽ抜けた」と言っており、左側に大きく外れ、すぐに「あぶない」と声を出したとのことであるが間に合わず、当該生徒を直撃した。陸上部男子生徒は、すぐに駆け寄ると当該生徒が仰向けで出血して倒れていた。女子生徒2名とサッカー部員が他の職員を呼びに走った。</p>
18:29	サッカー部主顧問が救急車を要請する。
18:32頃	駆けつけた体育教員2名がAEDを使用し心臓マッサージをするように指示が出たので、心臓マッサージを始める。
18:36	救急隊員を乗せた消防車が到着。
18:40頃	帰宅途中に電話で事故の知らせを受けた陸上部主顧問が到着。
18:48	救急車が到着。サッカー部主顧問が同乗し、高崎総合医療センターに向かう。
18:50頃	警察による現場検証および事情聴取が行われる。
19:40頃	病院に教頭が到着する。
20:30頃	病院に担任が到着する。
21:30頃	当該生徒の家族が病院から自宅に戻るのを教頭、担任、サッカー部主顧問が見送る。
～24:00頃	学校内で警察による事情聴取およびマスコミへの対応
～1:00頃	陸上部主顧問は、その後、警察署にて事情聴取を受けた。

【参考】

陸上部とサッカー部における時間別の練習内容

1. 12月の7時間授業日の通常練習の内容

時間	陸上部(投てき競技)		サッカー部				
	パターン1	パターン2					
17:00 ~ 17:05	ウォーミングアップ(30分)	ウォーミングアップ(30分)	2人組で基礎練習(10分)				
17:05 ~ 17:10			15m位の距離でパス練習(10分)				
17:10 ~ 17:15			ロングキック(10分)				
17:15 ~ 17:20			基礎練習(45分) (ダッシュ、スイング、スイングターンなど)	ウエイトトレーニング(60~80分)	コートを作ってパス練習(30分)		
17:20 ~ 17:25					シュート練習(20分)		
17:25 ~ 17:30						ミニゲーム (20分を2本)	
17:30 ~ 17:35	クーリングダウン(10分)						
17:35 ~ 17:40		クーリングダウン(5分)					
17:40 ~ 17:45					クーリングダウン(5分)		
17:45 ~ 17:50							クーリングダウン(5分)
17:50 ~ 17:55							
17:55 ~ 18:00						クーリングダウン(5分)	
18:00 ~ 18:05	クーリングダウン(5分)						
18:05 ~ 18:10		クーリングダウン(5分)					
18:10 ~ 18:15			クーリングダウン(5分)				
18:15 ~ 18:20				クーリングダウン(5分)			
18:20 ~ 18:25					クーリングダウン(5分)		
18:25 ~ 18:30						クーリングダウン(5分)	
18:30 ~ 18:35	クーリングダウン(5分)						
18:35 ~ 18:40		クーリングダウン(5分)					
18:40 ~ 18:45			クーリングダウン(5分)				
18:45 ~ 18:50				クーリングダウン(5分)			
18:50 ~ 18:55					クーリングダウン(5分)		
18:55 ~ 19:00						クーリングダウン(5分)	

※その日によって練習時間は増減するとともに、別の練習を取り組むこともある。

2. 事故当日の練習内容

時間	陸上部(投てき競技)	サッカー部				
	パターン1					
17:00 ~ 17:05	ウォーミングアップ(30分)	2人組で基礎練習(10分)				
17:05 ~ 17:10		15m位の距離でパス練習(10分)				
17:10 ~ 17:15		ロングキック(10分)				
17:15 ~ 17:20		基礎練習(45分) (ダッシュ、スイング、スイングターンなど)	コートを作ってパス練習(25分)			
17:20 ~ 17:25			シュート練習(10分)			
17:25 ~ 17:30				ミニゲーム (20分を2本)		
17:30 ~ 17:35	クーリングダウン(10分) 予定					
17:35 ~ 17:40					クーリングダウン(10分) 予定	
17:40 ~ 17:45			クーリングダウン(10分) 予定			
17:45 ~ 17:50						クーリングダウン(10分) 予定
17:50 ~ 17:55						
17:55 ~ 18:00				クーリングダウン(10分) 予定		
18:00 ~ 18:05	クーリングダウン(10分) 予定					
18:05 ~ 18:10		クーリングダウン(10分) 予定				
18:10 ~ 18:15			クーリングダウン(10分) 予定			
18:15 ~ 18:20					クーリングダウン(10分) 予定	
18:20 ~ 18:25						クーリングダウン(10分) 予定
18:25 ~ 18:30				クーリングダウン(10分) 予定		
18:30 ~ 18:35	クーリングダウン(10分) 予定					
18:35 ~ 18:40		クーリングダウン(10分) 予定				
18:40 ~ 18:45			クーリングダウン(10分) 予定			
18:45 ~ 18:50					クーリングダウン(10分) 予定	
18:50 ~ 18:55						クーリングダウン(10分) 予定
18:55 ~ 19:00				クーリングダウン(10分) 予定		

(3) 本件事故の発生場所

① グラウンドの見取り図

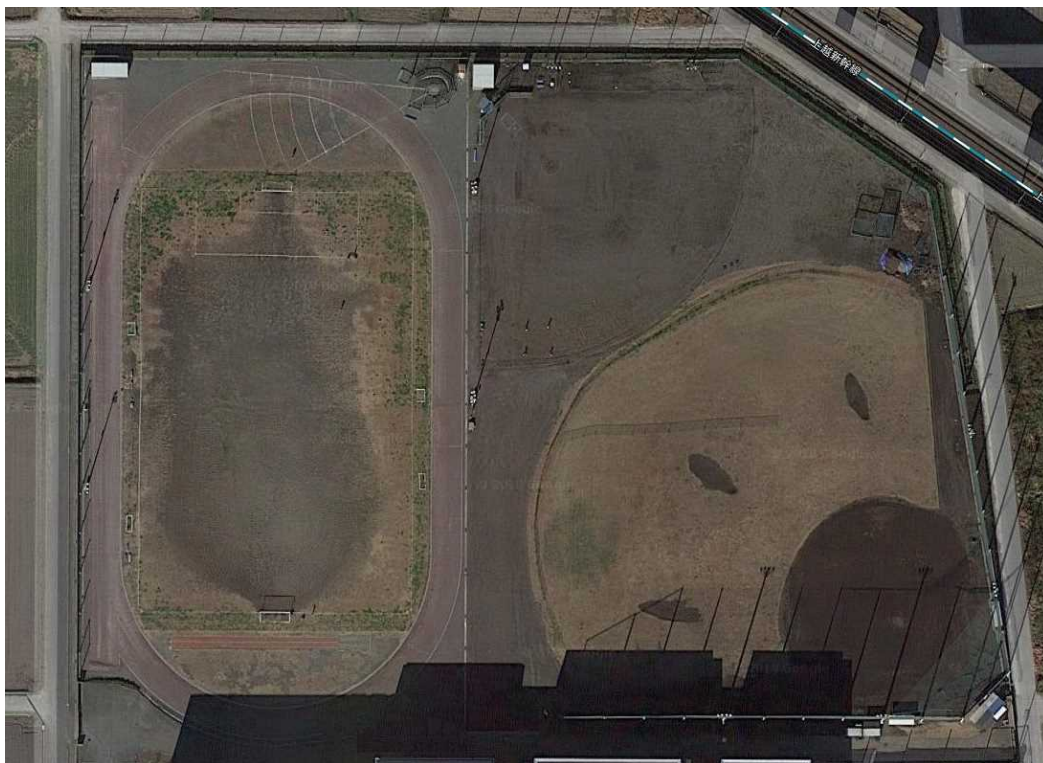
【図1】



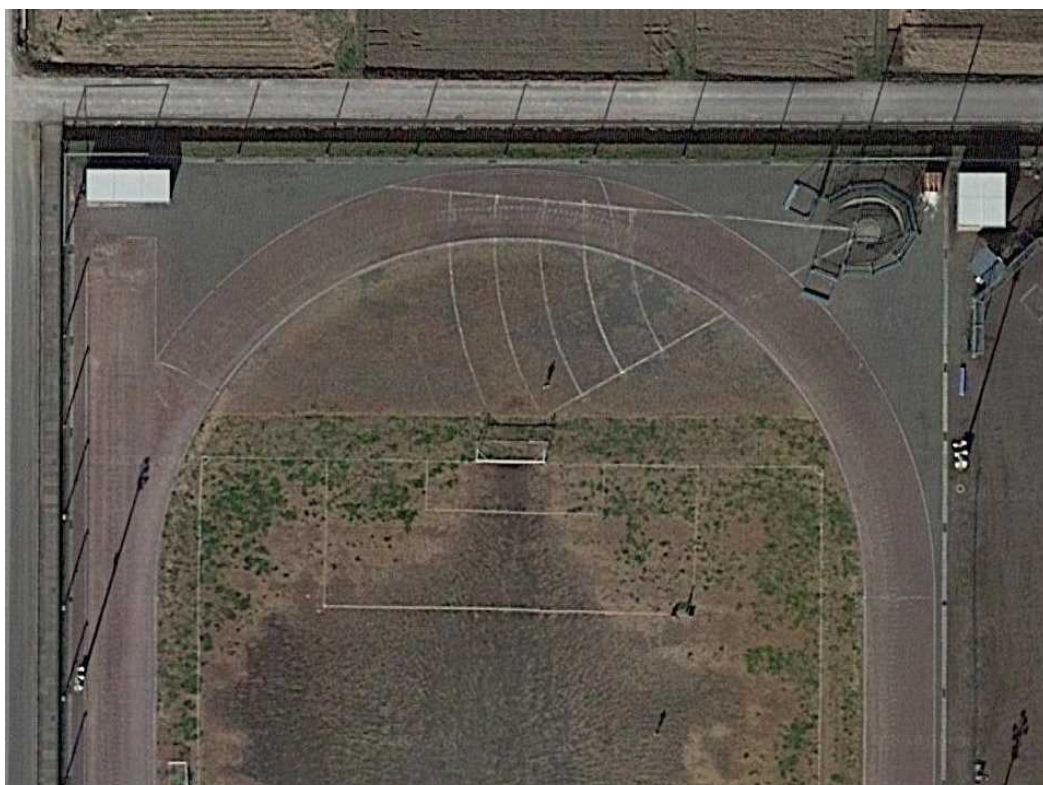
★ は照明の位置

②グラウンドの航空写真

【写真1】

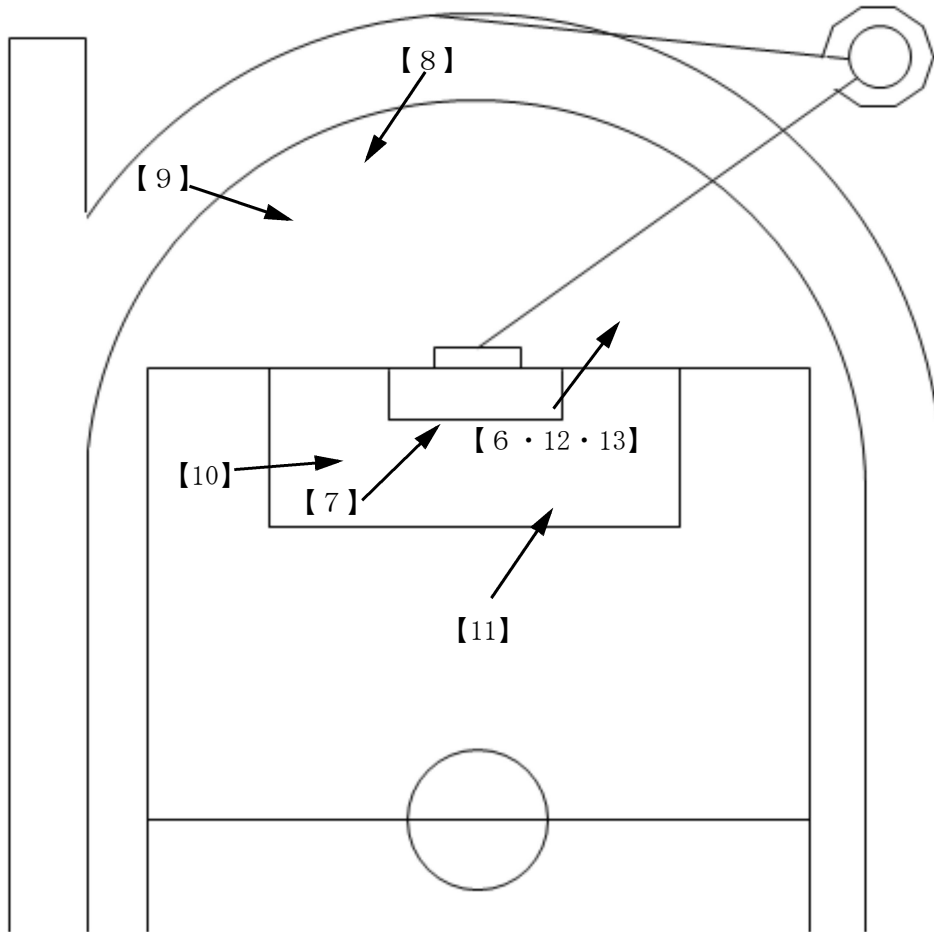


【写真2】

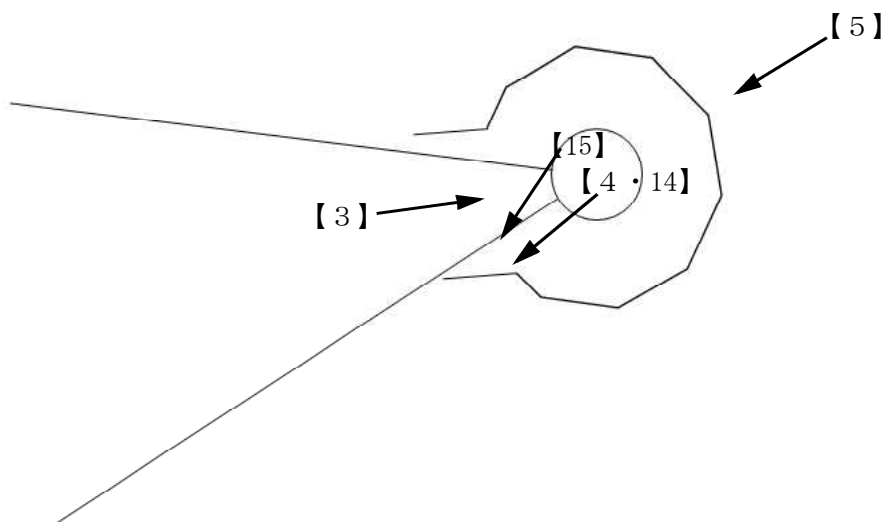


③ 写真の撮影場所と方向

グラウンド北半面



ハンマー投げケージ



④ ハンマー投げケージの写真

【写真3】



【写真4】



【写真5】



【写真6】



【写真7】



⑤ グラウンド照明の写真

【写真8】



【写真9】



【写真10】



⑥ 夜間のグラウンドの状況

【写真11】



【写真12】



【写真13】



【写真12, 13】

事故当時と同じように日没後にナイター照明下で事故発生現場から投てき場を撮影。投てきサークル内には職員が立っていたが人影は判別できない。

【写真14】



サークル中心点から撮影 落下地点はケージの移動パネル越しとなる。
なお、ナイター照明下でもサッカーグラウンド北半面の人影を確認できる。

【写真15】



サークルの右端（時計でいうところの3時）の線上から撮影。
落下地点はケージの移動パネルにかからずに直視できる。

(4) 本件事故後の対応

① 学校の対応

- ・事故発生直後に当該生徒の保護者へ連絡し、搬送先の病院において教頭が学校を代表して謝罪を行った。
- ・事故翌日の12月21日、1校時に全校集会で生徒に対して事故概要等を説明した。
- ・同日、17時15分から多目的室にて記者会見を実施した。
- ・12月22日に県教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーとスーパーバイザーによる生徒・教職員の心のケアを開始した。
- ・同日、夜から陸上部保護者会、サッカー部保護者会をそれぞれ開催し、事故概要や生徒の心のケアについての説明を行った。
- ・12月23日に全校保護者会を開催した。
- ・1月までに学校長を中心にして各教職員が学校内における安全管理の見直しを行った。
- ・当該生徒の保護者に対しては、事故発生直後からその心情に配慮しながら丁寧に対応している。
- ・同級生と担任から3年生になっても当該生徒を名簿に記載するとともに机もそのまま残しておきたいとの要望があり、3月31日に校長が当該生徒の保護者に了解を得て、卒業までクラスメートとして一緒に過ごすこととした。

② 県教育委員会の対応

- ・12月22日に生徒・教職員の心のケアのため、スクールカウンセラーとスーパーバイザーを派遣した。
- ・同日、市町村教育委員会、県立学校長あて「学校における体育活動中の事故防止等の徹底について」の通知を行った。
- ・12月23日に学校長とともに、事故現場の確認を行った。
- ・12月24日、告別式に教育長をはじめ事務局職員4名が参列した。
- ・12月25日に県小学校体育研究会長、県中学校・高等学校体育連盟会長、県高等学校野球連盟会長へ「体育活動中及び運動部活動中の事故防止等の徹底について」の通知を行った。
- ・1月10日、定例高等学校校長会にて、健康体育課長より事故の報告を行った。
- ・1月12日に学校長を通して、第三者による検証委員会の設置を当該生徒の保護者に説明し了解を得た。
- ・当該生徒の保護者に対して、検証委員会開催の都度、結果概要を報告し、協議内容やその後の進め方についての意見・要望を伺った。当該生徒の保護者からは、検証をなるべく早く終了して欲しいとの要望があった。

(5) 本件事故発生の調査結果と検証

① 練習内容及び投てき時の安全対策

ア) 調査結果(学校が行った基本調査)

- ・18時15分頃から陸上部員3名が投てき練習を開始した。18時21分に陸上部主顧問は、「今18時21分だから、あと1～2投して、19時までには鍵を返して帰るように」と指示をして帰路についた。普段はサッカー部に声を掛けて練習を少し見たりもするのだが、この日は、翌日に人間ドックを控え、早めに夕食をとらなければいけなかったため、声掛けを行わずに帰路についた。
- ・3年生の男子部員は後輩の女子部員を指導するために練習に参加しており、見本を見せるために男子用のハンマー(6.00kg)ではなく女子用のハンマー(4.00kg)で投てきを行った。
- ・これまでも女子部員は顧問不在で投てき練習を行ったことが何度かあった。また、男子生徒が女子用のハンマーを投げたことは3回ほどあった。
- ・投てき練習の際には、投げる者が「いきます」と声を掛け、ケージ外側脇の危険性がない場所に立つ監視役の生徒が安全を確認して「はい」と応答することが徹底されており、当日も声掛けを行っていたが、監視役である女子部員は男子部員のフォームを観察するため、男子部員の後方のケージ外側にいた。
- ・投てき時の声掛けは陸上部員に対して行うもので、サッカー部員は日頃から声を認識していなかった。
- ・陸上部主顧問は、これまでサッカー部に対してサッカーグラウンド北半面に入らないよう指導しており、自身が投てき練習に立ち会う際はサッカーグラウンドと投てき場の間に立ち、サッカー部員が立ち入らないよう注意しながら投てき練習を行わせていた。
- ・学校が実施した基本調査に協力した3名の3年生サッカー部員は、サッカーグラウンド北半面に入る際のルールや注意事項について指導された認識がなかった。一方、同じく基本調査に協力した2年生サッカー部員は陸上部主顧問から北半面に入らないようにとの注意は受けていた。
- ・サッカー部の生徒がサッカーグラウンド北半面に入る際には、投てきの様子を見ながら各生徒の判断で行動していた事が多かった。
- ・投げたハンマーを取りに行った陸上部員の近くに他の陸上部員が投じたハンマーが落下したり、サッカー部員がボールを取りに来たために投てきの回転動作に入ってから急遽投てきをやめたり、ハンマーが北側のサッカーゴールに当たったり、ネットを破ったりするなど、複数の陸上部員とサッカー部員が、これまでにハンマー投げの投てき練習時に危険な場面があったことを認識している。

イ) 検証

サッカー部は主にサッカーグラウンド南半面で活動し、陸上部は主にサッカーグ

ラウンド北半面で活動することが暗黙のルールとして顧問と部員に認識されていたものの、グラウンドの利用に関する明確なルールが定められていなかった。また、サッカー部内においてもサッカーグラウンド北半面に入る際のルールが決められておらず、生徒全員には指導がされていなかった可能性がある。さらに、陸上部が投てき練習を行うかどうかの情報について、両部の顧問間の連携が十分ではなく、部員間でも共有する体制が無かったと推定される。

陸上部員及びサッカー部員に対する聞き取りから、学校内の投てき場で行われているハンマー投げの練習において、これまでも投げられたハンマーが北側のサッカーゴールに当たるなどの危険な場面があった。また、そのことはサッカー部主顧問及び管理職に伝わっていなかった。

陸上部員が投てき練習時に安全確認のために行う声掛けは、周囲で練習をしている陸上部員に対しての安全確認であり、他の部活動に対しての安全確認ではなかった可能性がある。さらに、声掛けが形式的になっており、安全確認の意味合いが薄れていた可能性が否定できない。

事故当時は監視役の部員が投てき者の後方のケージ外側にいたことにより、落下地点の安全確認が十分にできなかつたと推定される。ハンマー投げの練習をするときは、監視役がハンマーの飛んでくる方向の安全な場所にもいるべきであった。また、監視役の役割や責任についての指導が十分になされていなかった可能性が否定できない。

陸上部とサッカー部の両顧問は、事前に投てき練習実施の有無の連絡を取ることもあったが、事故当日は行われなかった。

事故発生時、男子部員は女子用のハンマーを使用していたが、そのことが事故発生の要因となった可能性がある。

ウ) 問題点及び課題

投てき練習を行う際に、グラウンドを共有する陸上部とサッカー部がどのような活動をしているかをお互いに把握することは重要であるが、顧問同士で練習内容の確認や情報共有をする体制が十分でなかった。また、ハンマー投げの練習において、これまでも危険な場面があったことから、事故の予見可能性はあったものと考えられるが、事故を未然に防ぐための措置が十分に取られていなかったことは問題であると言える。さらに、これまでの危険な状況に関する情報が管理職まで伝わっておらず、学校として安全管理体制が不十分であったと言える。

陸上部員が投てき練習時に行っていた声掛けは、周囲で活動している陸上部員に対しての安全確認のためであった。サッカー部に対しても投てき者を意識するような声掛けが必要であったとも考えられるが、プレー中のサッカー部員がその声を意識するのは困難である。また、投てき練習時における監視役の重要性や役割、責任等に関する指導が徹底されていなかったことにより、事故発生時に監視役が十分な

機能を果たしていなかったと考えられる。

サッカー部員は、練習中にサッカーグラウンド北半面に入る際の注意事項等について、十分な説明や指導を受けておらず、部員個人が状況を判断して行動しなければならなかった。

男子用のハンマーは重量が6.00kgであるのに対し、女子用のハンマーは4.00kgである。男子部員が投てきフォームの確認やトレーニングとして女子用のハンマーを使用した練習の妥当性は認められるものの、男子部員が女子用のハンマーを投げれば通常より飛距離が伸びたり、方向性が不安定になったりすることによる危険性の増大は陸上部主顧問の立場であれば十分に予見できると推定される。しかし、陸上部主顧問は女子用ハンマーを使用する際の注意事項の指導や相応の安全対策を施していなかったわけであり、このことは問題である。

② 当日のグラウンドでの活動状況

ア) 調査結果（学校が行った基本調査）

- ・当日は17時00分過ぎからサッカーグラウンドで陸上部とサッカー部が活動していた。
- ・通常は陸上部がサッカーグラウンドの北半面、サッカー部が南半面を使用して活動することになっている。グラウンドの利用方法について、生徒はルールとしてではなく暗黙の了解として認識していた。
- ・陸上部とサッカー部の活動エリアの境界を明確に示すもの（マーカー、ライン等）は設置されていなかった。
- ・18時15分頃から陸上部員3名が投てき場でハンマー投げの投てき練習を開始した。
- ・サッカー部は南半面でミニゲームを行っており、1回目のミニゲームが終わった時点では北半面を含むグラウンドの所々に10個程のボールが転がっている状況であった。
- ・照明はグラウンドの中心に向けられており、サッカーグラウンド内の照度は問題なかったが（事故後に学校が照度検査を実施したところ、30ルクス～75ルクス以上の基準値に対し35ルクス～120ルクスであった）、投てき場は手元が見える程度であった。本件事故の発生地点から投てき場を見ると、ハンマー投げケージ付近の様子はわかりづらく、ケージ内の人は見えない状況であった。

イ) 検証

多くの高校においては、屋内外を問わず限られたスペースの中で部活動が行われている。グラウンドでも、複数の部活動がスペースを共有しながら同時に活動している状況が見られる。事故当日、陸上部員3名は18時15分頃からハンマー投げの投てき練習を開始した。その頃、サッカー部はグラウンドの南半面でミニゲームを行

っていた。サッカー部がサッカーグラウンド南半面で活動している際に、陸上部が投てき場で投てき練習を行うことは、これまでもあったことである。

グラウンドには4機の照明が設置されている。一般的なグラウンドと同様に、照明はトラック内のサッカーグラウンドに向かって光が照らされる構造となっており、その照度は問題なかった。しかし、トラックのさらに外側にあるハンマー投げケージには照明の光が当たりづらくなっていた。事故発生時は日没から約2時間後であることから、ハンマー投げケージ付近は相当に暗い状態であり、サッカー部が活動していたサッカーグラウンド南半面からは、ハンマー投げケージ内や付近の様子がわかりづらい状況だったと推定される。また、サッカー部員等からの聞き取りでも、サッカー部員は陸上部が投てき練習を行っていることを認識していなかった。

ウ) 問題点及び課題

通常、サッカーグラウンドでは主に陸上部とサッカー部が活動していたが、その使用方法に関する明確なルールが定められておらず、事故防止のためには活動時間や活動エリアを分けるなどのルール化とその徹底が必要であった。

また、投てき練習を行うための安全なエリアが十分に確保されていたとは言えず、コーンやマーカー等で活動場所を明確にするなどの措置を講ずる必要があった。

グラウンドの照明の明るさそのものは問題なかったが、グラウンドの北東角にあるハンマー投げケージの様子は暗くてわかりづらい状況であり、日没後に投てき練習を行うのであれば、ケージ付近を照らすことのできる照明の設置が必要であったと考えられる。

③ 指導体制及び顧問の関わり方

ア) 調査結果（学校が行った基本調査）

- ・陸上部は短距離・投てきブロックと長距離ブロックに分かれており、主顧問が短距離・投てきブロックを、副顧問が長距離ブロックの指導に当たっていた。
- ・長距離ブロックと短距離・投てきブロックは活動エリアを分けており、活動時間もなるべく重ならないように計画している。
- ・サッカー部は主顧問が主に指導に当たっており、今年度からサッカー部の副顧問になった教員は主顧問から依頼があったときには練習に参加しているが、二学期は一度も参加していない。
- ・陸上部主顧問は昨年度サッカー部の副顧問を兼ねており、サッカー部がサッカーグラウンド北半面に入らないよう指導していた。
- ・陸上部主顧問は自分がずっと陸上部の練習に立ち会うことが困難な中、女子生徒2名でハンマー投げの練習を行わせるのに不安があったことから、本件事故で女

子用のハンマーを投げた3年生男子部員に手が空いたら練習に来て欲しいと頼んでいた。そうしたことから、その3年生男子部員は11月下旬頃からたびたび練習に参加していた。陸上部主顧問がいない時に投てきを行うこともあったが、投げる際の声掛けや周囲への監視は普段から十分注意するように指導していた。このように事故発生日前においても陸上部主顧問が立ち会わずに3年生男子部員に任せて投てき練習が行われたことがあった。

- ・事故当日の17時00分過ぎ、陸上部主顧問はグラウンドで短距離・投てきブロックの部員に練習内容と安全への配慮の指示をして、練習が終了したら連絡をするよう部長に伝えて職員室に戻った。18時10分頃、部長が職員室に連絡に来たので、短距離ブロックの練習を終了した。18時21分頃、投てき場に向かい、「今18時21分だから、あと1～2投して、19時までには鍵を返して帰るように」と指示をして帰路についた。
- ・事故当日の17時50分頃、サッカー部主顧問が部活動指導のためにグラウンドに行ったときは、陸上部の練習がすでに終了していると認識していた。
- ・通常は、サッカー部より陸上部の練習終了時刻が遅いが、事故当日は陸上部主顧問はサッカー部の練習終了前に帰宅した。普段、陸上部主顧問はサッカー部より早く上がる時にはサッカー部に声を掛けて練習を少し見たりもするのだが、この日は、翌日に人間ドックを控え、早めに夕食をとらなければいけなかったため、先に帰宅する旨のあいさつを行わずに帰路についた。
- ・サッカー部主顧問は、陸上部が投てき練習をしているとは認識しておらず、生徒がサッカーグラウンド北半面のボールを拾いに行く際には特に指示や注意をしていない。

イ) 検証

投てきの種目は人を死傷させる可能性がある重量物が手元を離れた瞬間に競技者自身のコントロールも及ばなくなるため、他の陸上競技種目と比べて、重大な事故が起こる可能性が高いといえる。そのようなハンマー投げの練習に現場の監督者たる顧問がいなかったことは問題であったと考えられる。

ウ) 問題点及び課題

部活動は顧問立ち会いのもとで行われることが原則であり、重大事故が発生する恐れのあるハンマー投げ練習が、これまでも陸上部主顧問不在で行われていたことは問題と考えられる。少なくともハンマーの投てき時には顧問は立ち会うべきである。また、事故当日においても、陸上部主顧問が帰宅の際に生徒だけで投てき練習を行うことを容認する指示をしていたが、投てき練習を行うのではなく基礎的・基本的な練習を行うことやクールダウンなどの指示をすべきであった。

顧問が指導の場を離れる際には、生徒に対して安全に配慮した適切かつ具体的な

指示を出し、事故を未然に防止する必要があるが、事故当日の陸上部主顧問の指示は事故防止に対する配慮が十分でなかったと考えられる。

事故当時、サッカー部主顧問及びサッカー部員は陸上部が投てき練習をしていることを認識していなかったが、サッカー部と陸上部の顧問同士で連携を密にして情報共有を図る必要があったと考えられる。また、陸上部が投てき練習していることをサッカー部に伝達したり周知したりするなど、両部員間で双方の練習内容等の情報を共有する仕組み・工夫が必要であった。

④ 本件事故発生時の対応

ア) 調査結果（学校が行った基本調査）

- ・18時28分頃、女子生徒2名は、男子生徒のハンマーが手を離れた時と同時ぐらいに北側サッカーゴール付近に人影があることに気付いたが、すでにハンマーが飛んでいて声が出なかったとのことである。ハンマーは、投げた男子生徒が「すっぽ抜けた」と言っており、左側に大きく外れ、すぐに「あぶない」と声を出したとのことであるが間に合わず、該当生徒を直撃した。男子生徒は、すぐに駆け寄ると当該生徒が仰向けで出血して倒れていた。
- ・サッカー部主顧問やサッカー部員は陸上部の練習がすでに終了していると認識しており、17時50分から部活動に立ち会った主顧問の他、サッカー部員の中にも最初から投てきの練習はしていないと思っていた生徒もいた。サッカー部員の中にはハンマー投げの投てき練習時に危険な場面を認識していた生徒もいたが、サッカー部内において、ハンマー投げ練習実施の有無についての注意喚起、情報共有がなかった。
- ・ハンマー投げケージの後方で事故を目撃した陸上部の女子部員2名は、東側の野球部グラウンドで部活動指導をしていた野球部顧問に声を掛け、職員室に向かった。
- ・18時28分頃、サッカーグラウンド南半面でサッカー部の指導をしていたサッカー部主顧問は、サッカー部員から当該生徒にハンマーが直撃したことを聞き、事故現場にかけつけて、18時29分に救急車を要請した。
- ・野球部顧問は野球部員にAEDと止血に使うタオル等の手配、職員室への連絡、救急車が到着した際の誘導を指示し、事故現場にかけつけた。
- ・18時29分頃、職員室で事故の報告を受けた陸上部副顧問、バレー部顧問が事故現場に向かい、教頭は救急車を要請した。（救急車はすでにサッカー部主顧問が要請していた）
- ・18時32分頃、野球部員が持ってきたAEDを野球部顧問がパッドを装着したところ、心臓マッサージをするよう音声メッセージの指示があったので、バレー部顧問が心臓マッサージを行った。
- ・18時33分頃、バレー部顧問が心臓マッサージを行うと、胸を押すたびに当該生徒

の口から血が流れ出し、続けてよいか迷ったが、サッカー部主顧問が電話で救急隊員から心臓マッサージを続けるよう指示があったので、そのまま続けた。

- ・18時36分、消防車に乗って来校した救急隊員に処置を引き継ぎ、18時48分に到着した救急車にサッカー部主顧問が同乗して当該生徒を病院に搬送した。

イ) 検証

ハンマー投げケージは学校が藤岡市から借り受けているものであり、競技会等でも使用できる規格である。古くなり錆びている箇所があるものの、網を修理するなどして安全に使用できる状態であった。また、ケージ開口部の角度等も適正に設置されていた。

ハンマー投げを行っていた陸上部女子生徒2名から事故の報告を受けた野球部顧問は野球部員に氷のうと止血に使うタオル等の手当のできるものを持って来るよう指示するとともに、併せてAEDの手配、職員室への連絡、救急車が到着した際の事故現場への誘導を指示している。こうして、グラウンドに居合わせた他の部活動顧問や連絡を受けて駆け付けた教員が事故発生から4分ほどで届けられたAEDの装着や心臓マッサージを行ったが、その際も電話で救急隊員の指示を受けるなど冷静かつ適正に応急処置が行われた。また、事故発生現場のグラウンドへは正門から校舎を回り込んで向かうようになるうえ夜間でもあったので、救急隊員が進行方向に迷うかもしれないことも想定して、救急車の誘導まで指示をしていたことは評価できることである。

ウ) 問題点及び課題

救急要請、AEDの手配、心臓マッサージや生徒への指示等、事故発生直後からの学校職員の対応は適切であったと考えられる。

⑤ その他の分析と検証（今後の投てき用ケージの扱いに係る問題点及び課題）

本件事故を受けて、学校での投てき練習は行わない方針となっている。投てき用のケージがある高校は県内でも数校しかない状況であるという側面の一方、当該生徒の保護者の意向を尊重するという観点もあるので、今後、この施設の扱いをどのようにするのかは、学校において慎重に検討する必要があると考える。

⑥ 県教育委員会及び学校の役割について

高校における部活動については高等学校学習指導要領の総則に「指導計画の作成に当たって配慮すべき事項」として明記され、教育課程との関連により行われる学校教育の一環として明確に位置づけられている。

群馬県教育委員会事務局組織規則においては、学校体育や学校安全の計画、実施についての指導及び助言を行うことや体育及び運動部活動に係る実技研修に関す

ることを所掌するとしている。

こうしたことから県教育委員会は県立学校各校に対して安全点検や運動部活動が安全かつ適切に行われるように指導や研修を行う義務があったと言える。おおよそ4年に1度の割合で県立学校各校に実施される県教育委員会の学校安全巡回指導においては、本件事故発生時のようにナイター照明下での運動部活動の点検はこれまで行われていなかった。運動部活動における指導や研修についても、県教育委員会が作成している「中学校・高等学校運動部活動指導資料」において安全管理と事故防止について示すとともに、顧問を対象とした実技指導やスポーツ医・科学的な指導に関する研修会を実施しているものの総論的な内容で扱うのみであったことについて、県教育委員会が役割を十分に果たしていたかが問われなければならない。

また、学校においても学校保健安全法第27条に生徒の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検、生徒に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導を行わなければならないと規定されていることから、運動部活動の現場を監督する顧問への指導など適切に学校運営が行われていたかが問われるべきである。

4 再発防止に向けた提言

(1) 複数の部活動が行われるグラウンドにおける安全対策について

① 投てき練習における場所の確保

狭いグラウンドでは投てき練習を行わず、広いグラウンドであっても確実に安全な状態で投てきを行える十分な広さの場所を確保できない場合は投てきを行わない練習にとどめ、投てき練習は他の部活動が活動していない時間に行うというように練習メニューを時間帯で分ける策を講じること。

その上で、投てき練習を行う際には、投てき物が落下する可能性のある場所には人が侵入しないようにすることが必要である。そのため、誤って他の生徒等が立ち入らないようカラーコーンとコーンバーもしくは注意喚起を示す黄と黒などの色を用いたテープやロープを設置して、立ち入り禁止であることを明確に示すことが大切である。なお、万が一、うっかり近づいた生徒等がそれらのテープやロープに引っかかったとしても怪我をしないようにする配慮も必要である。

② グラウンド使用のルールの明確化

複数の部活動がグラウンドを使用する場合は、グラウンドの使用に関するルールを明確に定める必要がある。また、ルールについて生徒に理解させた上で遵守することを徹底させる指導を行わなければならない。その上で、投てき練習を行う日はその時間と場所を明記した紙を運動部員等が利用する掲示板に張り出すとともに、最後の授業の終了時に校内放送で全生徒、教職員に周知すること。

また、顧問同士が密に連携を図り、互いの部がどこでどのような活動をしているかを把握すべきである。

③ 日没後の活動

日没後にグラウンドで活動する場合には、視認性を高める意味も含めて十分な照度の屋外照明施設のもとで行う必要があり、そのための照明施設の点検・整備は不可欠である。その際、照明施設は一般的にグラウンド中央を照射する構造となっていることに留意し、照明が十分に当たらないグラウンド周辺で活動する場合には新たに照明を設置するなどして照度を確保すること。

(2) 投てき種目の安全対策について

① 声掛け

投てき練習を行う際に、安全確認のための「声掛け」が行われるが、日常の練習においては安全確認の意味合いが薄れ、形式的になってしまう可能性がある。「声掛け」が形式的なものにならないために、自分の声掛けによって周囲の人が投てき物の飛んでくる危険があることを認識しているかどうかを確認してから投てき動作に入る指導を徹底すること。具体的には、投てき者の「いきます」に対して、監視役は相づちのような「はい」ではなく、「安全確認できました」のように安全確認行動に対応した返事をすべきである。また、サッカーなどのようにプレー中は「声掛け」が耳に入らない競技種目もあることを認識し、そのような場合には監視役が隣接する競技との間の危険性のない場所に立って、立ち入り防止を図られるようにする必要がある。

② 監視

投てき者以外の複数体制で投てきする側と落下エリア側の双方から監視し、安全対策を行う必要がある。監視中に危険を感じたときは、直ちに投てき者に伝えて投てきを中止させなければならない。なお、落下エリア側からの監視は監視役が危険な状況にならないよう、様々な重量の投てき物であっても落下する可能性のない場所で行うこと。

③ 異なる重量のハンマーを投げる際の注意事項の指導について

ハンマー競技の特性として、ハンマーを3、4回も回転させながら手を放すことから、その手を放す瞬間の僅かな違いが飛ぶ方向に大きく影響するものであり、加えて投てき者が試合で使用する重量と異なるハンマーを投てきする際にはバランスの崩れやタイミングのズレによる失投の防止のため、いっそうの慎重さを求める注意喚起が必要である。

(3) 部活動における顧問の関わり方について

① 顧問立ち会いの原則

運動部活動は常に重大事故が発生する可能性があることを顧問はしっかり認識しなければならない。特に投てき種目のように、人の生命や身体に大きな危険を及ぼす可能性のある競技種目においては、必ず顧問が投てき時にはその場で立ち会って確実に安全を確保した上で実施すること。

② 顧問不在時の対応

学年・学級に関する事務や校務分掌にかかる業務、緊急に対応を要する事案が発生した等の理由により、顧問が部活動に遅れて参加する場合や途中で指導の場を離れる際には、副顧問または他の教員を立ち合わせる。他の教員が立ち会う場合や他の教員の立ち会いが困難なときに生徒に自主的に活動させる場合には、危険を伴わない練習とし、書面で練習内容や練習方法を具体的に指示した上で行うこと。

なお、投てき種目における投てき時には必ず顧問が立ち会うこと。

(4) 事故発生時及び未然に防ぐための対応について

① 職員研修の実施

事故発生時には、全ての職員が適切な処置を行える必要があることから、AEDの使用法や心肺蘇生法、応急処置等に関する職員研修を定期的の実施し、職員の資質向上を図ること。またその際、独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ事故防止ハンドブックや映像資料等を活用して、事故の未然防止を図る内容を取り上げる。

② 危機管理マニュアルの見直し

学校保健安全法第29条により、全ての学校において危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成が義務付けられているが、事故発生時に円滑かつ的確な対応ができる実効性のあるマニュアルとなるよう改めて見直すこと。また、作成したマニュアルの教職員に対する周知や訓練の実施など、教職員が適切に対処できるための必要な措置を講じること。

③ AED設置場所の検討

放課後や休日にグラウンドで部活動を行う際に、校内に設置してあるAEDを使用できる状態にしておくこと。持ち運び可能なAEDを導入し、グラウンドや校外で部活動を行う場合には常にAEDを携行すること等についても検討すること。

(5) 今後の県教育委員会の対応について

① 競技別安全対策ガイドラインの策定

投てき種目に限らず、全ての部活動において実効性のある安全対策ガイドラインを

作成するとともに、部活動顧問等を対象とした研修会を実施するなどして事故防止に努めること。

② 各学校における安全管理体制の構築

部活動において危険な場面（ヒヤリハット事例）が発生した場合は、校内で情報共有し、事故を未然に防ぐための措置を講ずるべきである。各学校に対し、危機管理意識を高めるとともに、より充実した安全管理体制を構築するよう指導すること。

③ 生徒の安全意識の向上

教職員だけでなく生徒にも部活動で日常的に使用する施設・用具の点検を行わせることやヒヤリハット事例の情報を共有すること等により、生徒の事故防止に対する意識を高め、生徒自身が危険を予見したり回避したりできる能力を育成するよう取り組むこと。その際、競技についての安全の内容を単に口頭で伝えるだけではなく、配布用資料を作成したり、映像を使ったりするなどの工夫を行う。たとえば、①の競技別安全対策ガイドラインや公益財団法人日本陸上競技連盟による陸上競技安全対策ガイドブックのような各競技団体等が作成した教材を活用し、生徒が競技を行う上で必要とされる対応について具体的に学ぶ機会を設けること。

④ 関係者への心のケアの推進

事故に関係した生徒、保護者、関係職員等は時間が経過しても不安定な心の状態が続く可能性がある。そのため、スクールカウンセラー等を活用し、心のケアを継続的かつ長期的に実施する体制を整えること。

⑤ 学校施設の点検・整備の促進

これまでも各県立学校では毎月、施設の点検を行っているところであるが、本件事故を踏まえ、その点検がおざなりにならないよう注意喚起を図るとともに、必要な施設・設備整備については積極的に新規購入や改修等を行うようすべきである。

5 おわりに

群馬県の高校部活動において生徒が亡くなるというあってはならない事故が発生し、本検証委員会は設置された。約半年間に渡り調査、検証を行い、以上のとおり報告をまとめているが、大切なことは本件事故を踏まえて各県立学校の教職員、生徒が当事者意識を持って日々の学校生活を営むことである。また、群馬県教育委員会は二度と同様な事故を起こさせないという強い決意を持って各県立学校を指導していかなければならない。

日常の中に潜む危険は枚挙にいとまがないが、それでも危険予知の意識を絶えず働かせていくことが大切であり、群馬県教育委員会や各県立学校の現場でその意識が少しでも高まることを期待して結びとしたい。

参考資料

(本県事故を受けて県教育委員会等が発出した通知)

(公印省略)

健体第721-9号

平成29年12月22日

県立学校長様

群馬県教育委員会
教育長 笠原 寛
(健康体育課)

学校における体育活動中の事故防止等の徹底について (通知)

学校における体育活動中の事故防止等については、各校において適切に対応していただいているところですが、一昨日、県内の高等学校のサッカー部及び陸上競技部活動中に、陸上競技用のハンマーが頭部を直撃し、生徒が死亡する重大な事故が発生しました。こうした形で生徒の尊い生命が失われたことは、誠に残念であり、二度とこのような事故が起らないよう、再発防止に全力で取り組む必要があります。

つきましては、下記の事項に留意し、各校における体育活動の実態を総点検し、改めて活動内容に応じた事故防止対策の徹底をお願いします。

記

- 1 それぞれの活動に応じて、生徒の安全確保のための取組が適正に行われているか改めて確認し、その取組の徹底を図ること。
- 2 予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全確認を行うこと。
- 3 万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡システムの確立など、緊急時に的確に対応できる態勢を整備すること。

担当：学校体育係
電話：027-226-4711

(公 印 省 略)
健体第721-10号
平成29年12月25日

群馬県小学校体育研究会長 様
群馬県中学校体育連盟会長 様
群馬県高等学校体育連盟会長 様
群馬県高等学校野球連盟会長 様

群馬県教育委員会
教育長 笠 原 寛
(健康体育課)

体育活動中及び運動部活動中の事故防止等の徹底について（通知）

このことについて、平成29年12月22日付け健体第721-9号において、学校における体育活動中の事故防止等の徹底について各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに通知を発出し、事故防止対策の徹底をお願いしているところであります。

各位におかれましては、体育活動中及び運動部活動中における事故防止等について、各関係機関や各競技団体等から発出されている安全対策に関するガイドライン・ガイドブック・事例集などを参考にしながら、改めて活動場所・設備等の安全確保ならびに指導者及び児童生徒への注意喚起等、適切な取組が行われるようお願いいたします。

担 当：学校体育係 電 話：027-226-4711

(公 印 省 略)

健体第721-11号

平成29年12月26日

県立学校長 様

群馬県教育委員会事務局

健康体育課長 小林 信二

運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について（通知）

このことについて、平成29年12月22日付け健体第721-9号において、学校における体育活動中の事故防止等の徹底について適切な対応をお願いしているところではありますが、改めてスポーツ庁政策課学校体育室から別紙写しのとおり事務連絡がありました。

つきましては、別添事務連絡及び参考資料について周知の上、学校における体育活動中の事故防止について、改めて活動場所・設備等の安全確保や指導者及び生徒への注意喚起等の指導を徹底くださるようお願いします。

担 当：学校体育係（勅使河原）

電話 027-226-4711

学校安全・給食係（黒巖）

電話 027-226-4709

F A X：027-224-8780

(写)

事 務 連 絡
平成29年12月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人学校体育主管課
附属学校を置く各公立大学法人学校体育主管課
独立行政法人国立高等専門学校機構学校体育主管課 御 中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の学校設置会社学校体育主管課

スポーツ庁政策課学校体育室

運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について

今般、群馬県内の高等学校において、運動部活動中にハンマー投げのハンマーが他の運動部の生徒に直撃し死亡する事故が発生しました。

各位におかれましては、運動部活動を含む学校における体育活動中の事故防止等について、改めて活動場所・設備等の安全確保や指導者及び児童生徒への注意喚起等の指導を徹底くださるようお願いいたします。

また、このことについて、所管及び域内の関係機関及び学校に対して周知くださるようお願いいたします。

(参 考) 運動部活動での指導のガイドライン (平成25年5月 文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm

【本件担当】

運動部活動に関すること

運動部活動推進係 03-6734-3777

学校体育に関すること

指導係 03-6734-2674

平成29年度（4月～11月）に発生した学校体育活動中の死亡事故

発生日	校 種	活動内容	事故の状況及び被害の内容
4	中 学 校	部活動 (サッカー)	放課後の活動中、公園内をランニング中に倒れ、意識不明。救急搬送されたが、数日後、致死傷不整脈で死亡。
4	高等学校	部活動 (レスリング)	体力づくりを中心とする活動中、登り綱を登る上半身のトレーニングをしていたが、登っている途中で気分が悪くなり、自力でマットまで降りた後、倒れた。救急搬送されたが、病院で心肺停止となり死亡。死因は内因性突発不整脈。
6	中 学 校	部活動 (野球)	部活動の練習メニュー10分間走の際に倒れた。顧問・養護教諭による措置後、救急搬送されたが、翌日、心室細動のため死亡。
7	高等学校	部活動 (野球)	練習後、3km離れた練習場所からランニングで帰校。帰校後、しゃがみ込み倒れた。救急車到着時は心肺停止状態であり、心室細動と呼ばれる致死的不整脈が出ていた。その後、心拍は再開したが、低酸素脳症、多臓器不全の状態になり、数日後死亡。
9	中学校	部活動 (野球)	野球部の交流練習試合中に当該生徒が倒れ、翌日にくも膜下出血により死亡した。 ブルペンでピッチング練習中にキャッチャーからボールを受けて意識を失い倒れた。特にどこかを強くぶつけたわけではない。
11	高等学校	部活動 (野球)	練習試合の際ホームランボールが川に落ちたため、設置された柵を越えてボールを取りにいこうとして、川の法面で足を滑らせ、川に転落。救出し、救急搬送したが、2日後に死亡。
11	小学校	学校行事 (マラソン大会)	校内マラソン大会において。最終ランナーでゴールした後、体調不良を訴え、その場でAEDで心肺蘇生を実施。ドクターヘリで搬送。翌日、死亡。

(注)「学校事故対応に関する指針」に基づく報告を受けたもの